

県営土地改良事業荒川中部左幹線地区（農業用排水施設整備事業）の 変更後の事業計画の概要案の縦覧

県営土地改良事業荒川中部左幹線地区（農業用排水施設整備事業）の事業計画を変更するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項で準用する同法第87条の2第8項の規定により、変更後の土地改良事業計画の概要案を縦覧に供します。

また、当該変更後の土地改良事業計画の概要案に意見のある方は、同条第9項の規定に基づき意見書を提出することができます。

なお、縦覧及び意見書の提出の詳細については、下記のとおりです。

令和7年11月26日

埼玉県知事 大野 元裕



記

1 縦覧について

(1) 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業荒川中部左幹線地区の変更後の事業計画の概要案（農業用排水施設整備事業）

(2) 縦覧期間

令和7年11月26日から令和7年12月24日

(3) 縦覧場所

深谷市役所及び同市が管理するホームページ

本庄市役所及び同市が管理するホームページ

寄居町役場及び同町が管理するホームページ

埼玉県大里農林振興センター農村整備部及び同センターが管理するホームページ

2 意見書の提出方法等について

(1) 提出先

埼玉県大里農林振興センター農村整備部

(2) 提出方法

ア 直接持参

イ 郵 送 〒366-0801 埼玉県深谷市上野台 244-2

ウ F A X 048-570-1026

エ 電子メール k712241@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和7年12月24日

(4) 提出上の注意

ア 様式は任意ですが、言語は日本語で記入してください。

イ 意見書は公表する場合があります。また、提出された意見に対して個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

ウ 意見書には、個人にあつては住所・氏名を、法人にあつては法人名・所在地を記載してください。

エ 電話での意見はお受けできません。